

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆

議院送付）要旨

本法律案は、中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、当分の間、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務を行わせるための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、当分の間、中央新幹線の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けるものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 三 この法律は、公布の日から施行することとする。